

議案第94号

磐田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員定数条例の一部を改正する条例

磐田市職員定数条例（平成17年磐田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「210人」を「250人」に、同条第10号中「880人」を「910人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

磐田市職員定数条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定数)                      第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。                      (1)～(7) 略                      (8) 消防職員 <u>210人</u>                      (9) 略                      (10) 病院事業企業職員 <u>880人</u></p>	<p>(定数)                      第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。                      (1)～(7) 略                      (8) 消防職員 <u>250人</u>                      (9) 略                      (10) 病院事業企業職員 <u>910人</u></p>